

第25期第16回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年11月5日(火曜日) 13:30～14:50

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	真鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第7番	寺尾俊行
第17番	渡邊勝俊		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールの結果について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員15人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

私たちの周りでは、選挙が続いています。総選挙が先日あって、今は市長選がありまして、なにかと慌ただしいなと思います。

この時期は暦の上では立冬と言いますが、例年はこの時期寒波がきて、そのあと少し暖かくなって、そのあと本格的な冬になっていきます。今年は暑い日が多く、まだ暖かさが残っています。私たちは外で仕事をする事の方が多いので、普段から体調管理には十分に気をつけていただいて、いろいろな活動に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、ただいまから第16回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第6号まで、農政関係は「農地パトロールの結果について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において横井直次委員と星加誠委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号までは決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田7筆、合計面積5,147㎡でございます。

2ページをお開きください。

71番の1-1さんの1件でございます。内容といたしましては、新規設定。期間は、5年5ヵ月間。利用権の種類は、使用貸借権となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、71番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございます。当該計画（案）に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田2筆、合計面積1,794㎡でございます。

4ページ5ページのうち、5ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、2-1 さんでございます。

内容は、期間が10年間、利用権の種類等は、使用貸借権、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

6ページをお開きください。

議案第3号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請で申請件数は1件です。

7ページを御覧ください。

2番、実施主体は3-1さん。

内容は令和6年9月5日付け農業委員会総会にて変更承認を受けた内容から、松の木農園の解約に伴い農地面積が変更となるもので、変更後の農地につきましては、お手元に配布しております別紙1「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」のとおりとなります。

今回の申請につきましては、一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程等の変更もないことから、特定農地貸付けに関する農

地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の承認要件には影響しないものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件です。

9ページを御覧ください。

40番、萩生字本郷、田1筆、面積826㎡、譲受人は4-1さん。

譲受人は現在1町2反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しているとのこと。

41番、多喜浜三丁目、畑1筆、面積2,325㎡、譲受人は4-2さん。

譲受人は現在1町7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、既耕作地である母所有農地について生前贈与を受けるため、申請が提出されたもので、許可後の耕作状況に変更はございません。

以上、40番及び41番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には

該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、40番については高橋秀実委員から、41番については横井直次委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、高橋秀実委員お願いします。

【高橋委員】

40番についてですが、10月19日に現地調査と譲受人にお話しを聞きました。申請地につきましては、南側が線路、北、西、東側についてはコンクリート畦畔で、イノシシ対策でワイヤーメッシュで囲われています。現地調査の際には、ちょうど稲刈りが終わったところで、今回の譲受人が譲渡人から依頼されて収穫したそうです。許可後も同じく水田として利用されるとのことです。

今までと変わったところもありませんので、周辺農地への影響もないと思われます。許可しても問題ないと思われます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、横井直次委員お願いします。

【横井委員】

今回の申請は、母親から子に受け継ぐということです。今までも専業農家でやっている方で、地域からも何か言われたりするようなことはありません。専門でやっている方なので、特に問題ないと思われます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、40番及び41番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は9件です。

11ページをお開きください。

121番、角野新田町三丁目、畑3筆、譲受人は5-1さん。

内容は運動場、一体利用地として宅地997.93㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

122番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は5-2さん。

内容は自己住宅1戸91.09㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

123番、沢津町三丁目、畑2筆、譲受人は5-3さん。

内容は自己住宅1戸98.53㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

124番、阿島二丁目、田1筆、譲受人は5-4さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

125番、政枝町一丁目、田1筆、譲受人は5-5さん。

内容は建売住宅4戸220.24㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

126番、中村松木二丁目、田1筆、譲受人は5-6さん。

内容は自己住宅1戸63.76㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

127番、本郷二丁目、畑1筆、譲受人は5-7さん。

内容は店舗併用住宅1戸67.07㎡、一体利用地として宅地360.33㎡および

雑種地 69 m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

なお、当該申請地は過去転用許可を受けていた農地であることから議案第6号6番、農地転用事業計画変更申請も同時に申請されております。

128番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は5-8さん。

内容は自己住宅1戸119.25 m²、一体利用地として宅地72.55 m²があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

129番、政枝町三丁目、田1筆、譲受人は5-9さん。

内容は自己住宅1戸93.98 m²、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、121番から129番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、121番から129番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

議案第6号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第6号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は3件です。

15ページを御覧ください。

4番及び5番は同一の許可内容からの変更で、申請者は6-1さんです。

変更内容といたしましては、当初建売住宅7戸として計画していたものを、建売住宅6戸及び特定建築条件付宅地分譲1区画に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

16ページをお開きください。

6番、当初計画者が6-2さん、承継者が6-3さんです。

変更内容といたしましては、当初計画者が事務所として計画していたものを、承継者が店舗併用住宅の建築に目的を変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上、4番から6番までのいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、4番から6番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、17ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上を持ちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これを持ちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、お配りしました農地パトロール集計結果一覧表を御覧下さい。

下の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、上の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

今年度の結果でございますが、上の表を御覧ください。遊休農地のうち、緑区分が24万3千718㎡、黄区分が59万6千107.32㎡で、合計が83万9千825.32㎡となっております。

新居浜市の全体の農地面積が、1,287万1,083.24㎡ですので、農地面積に占める遊休農地の割合は約6.52パーセントとなります。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は減少しており全体で、23筆、1万772㎡減少しています。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、調査表を御覧ください。調査票の右から二列目のピンク色の欄に今回の調査結果を表示しています。パトロール結果により、×（緑）又は×（黄）が遊休農地となっております。

調査表を御確認いただいて、遊休農地と判定した農地について間違いはないかどうかの確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等をして管理されているところなどあれば、個別に連絡をお願いいたします。

次に、意向調査についてです。今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で、お配りしている「遊休農地の利用意向調査について」にあるように、意向調査を実施します。

今年、意向調査を送る対象は、今回のパトロールの結果で新規で追加された、調査票で右端に新規として記載がある農地の所有者等としておりますが、更に、今年については、緑判定をされた農地のうち、所有者が生存されている方についても意向調査を送る対象としました。

意向調査は今月中に送付し、12月末期限として回収したいと思っています。なお、

回答期限までに回答が得られない所有者等については、遊休農地として判定された委員が直接訪問する、電話などの方法により所有者等に直接、意向を確認するとの国から通知もありますので、その場合については御協力をお願いいたします。

今後の意向が分かっているなど意向調査の対象から外したい人がいる場合はお知らせください。意向調査の結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡します。また、農業委員会へあっせんを希望するとのことであれば、地域計画での協議の場において農地を貸したいという情報の提供や、ホームページにも掲載します。

パトロール結果の修正と利用意向調査対象から外す人の連絡については、11月8日金曜日までをお願いします。

以上で、説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

何か御質問はございませんか。

【近藤（美）委員】

たくさん増えているので、8日は厳しいです。

【中島係長】

そうでしたら、15日金曜日でかまいません。

【高橋委員】

事務局から送付する意向調査についてですが、4番の注意事項に勧告が行われると当該勧告の対象となった農地の固定資産税評価額が引き上げられるとありますが、ここについて詳しく聞いても構わないでしょうか。

【中島係長】

これについて、農業会議に確認いたしましたら、固定資産税は1.8倍になるとのことです。農地の課税の1.8倍ですので、宅地や雑種地並みの課税ということではありません。それと、勧告については中間管理機構が行うことになっておりますが、今の時点では行っていないということです。

【高橋委員】

そうしたら、文書には出ていますが、なかなか行われることはないということですか。

【中島係長】

中間管理機構にも再度確認したのですが、中間管理機構としては、農地の貸し手と借り手がきちんと定まったものでないと受け付けないということが大前提であるということで、こういった勧告についても体制的に厳しいとの回答でした。

【藤田会長】

他にありませんか。

【近藤（美）委員】

意向調査を送ったら、コピーがほしいです。

どのように送ったかわからないと、話もできないので。

【中島係長】

今、お手元に配布している文書を送付するようになります。

決まっている様式なので、わかりづらい部分はあると思いますが、変えることはできません。

【小野（春）委員】

調査票に地図ページとありますが、地図というのはいつの分ですか。

【中島係長】

農地パトロールの際にお配りした地図になります。

【小野（春）委員】

もし無ければどうしたらいいですか。

【中島係長】

事務局に言っていただければ、再度印刷いたします。

【小野（義）委員】

送付するときには、地番とか入れて送れるんですか。

【中島係長】

送付するときには、もちろん地番を入れて送付します。

【藤田会長】

他に質問はございませんか。

それでは次に、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【高橋主幹】

＜農用地利用集積計画について説明＞

【藤田会長】

制度が変わったので、無理だろうと思う部分はあつたりしますが、やるしかありません。事務処理の手順もきちんと固まっていないので、みなさまにも説明できることが限られています。そこは御理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、第16回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員